県章

三重県公報

令和2年8月4日（火）
第　129　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
511	三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認	（水資源・地域プロジェクト課）	2
512	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	5
513	同件	（　同　）	6
514	同件	（　同　）	6
515	同件	（　同　）	7
516	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	（防災砂防課）	8
	選　管　告　示		
32	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	（選挙管理委員会）	8
33	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	（　同　）	9
34	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	（　同　）	9
	公　　告		
	土地改良事業の工事の完了	（農地調整課）	29
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林・林業経営課）	29
	都市計画の変更案の縦覧	（都市政策課）	29
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	29
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（教育委員会）	30
	同件	（　同　）	30
	同件	（　同　）	30

告　　示

三重県告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立ゆめドームうえのの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認（令和元年三重県告示第223号）は、令和2年9月30日限り廃止します。

令和2年8月4日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　指定管理者

日本環境マネジメント株式会社　代表取締役　片山　安茂

2　利用料金の額

(1)　施設

区分				時間区分	1時間当たりの金額（円）
第一競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	2,140
			平日	午前9時から午後5時まで	1,530
				午後5時から午後10時まで	1,830
		入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	15,280
			平日	午前9時から午後5時まで	11,000
				午後5時から午後10時まで	13,240
	音楽、プロスポーツ等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	34,220
		平日		午前9時から午後5時まで	24,440
				午後5時から午後10時まで	28,520
	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	6,420
		平日		午前9時から午後5時まで	4,580
				午後5時から午後10時まで	5,400
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	21,390
		平日		午前9時から午後5時まで	15,280
				午後5時から午後10時まで	18,330
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額	
		フットサルコート又はバスケットボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	1,070
			平日	午前9時から午後5時まで	760
				午後5時から午後10時まで	920
		バレーボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	710
			平日	午前9時から午後5時まで	510
				午後5時から午後10時まで	610
		バドミントンコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	310
			平日	午前9時から午後5時まで	200
				午後5時から午後10時まで	260

		卓球コート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	160
			平日	午前9時から午後5時まで	120
				午後5時から午後10時まで	140
		ハンドボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	2,140
			平日	午前9時から午後5時まで	1,530
				午後5時から午後10時まで	1,830
会議室				午前9時から午後10時まで	610
第二競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
			平日	午前9時から午後5時まで	610
				午後5時から午後10時まで	710
		入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	6,620
			平日	午前9時から午後5時まで	4,790
				午後5時から午後10時まで	5,600
	音楽、プロスポーツ等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	13,750
		平日		午前9時から午後5時まで	9,780
				午後5時から午後10時まで	11,410
	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	2,550
		平日		午前9時から午後5時まで	1,830
				午後5時から午後10時まで	2,140
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	8,560
		平日		午前9時から午後5時まで	6,110
				午後5時から午後10時まで	7,130
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額	
		フットサルコート又はバスケットボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
			平日	午前9時から午後5時まで	610
				午後5時から午後10時まで	710
		バレーボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
			平日	午前9時から午後5時まで	610
				午後5時から午後10時まで	710
		バドミントンコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	460
			平日	午前9時から午後5時まで	310
				午後5時から午後10時まで	360
		卓球コート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	160
			平日	午前9時から午後5時まで	120
				午後5時から午後10時まで	140

（備考）

1　一部利用とは、床面積の2分の1以下で、指定管理者の認めた部分を利用する場合とする。

2　利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とする。

3　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

4　スポーツ大会等の準備又は撤去のため利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5　表に定める時間区分外の 1 時間あたり利用料金の金額は、直近の利用料金の金額のうち最も高い額とする。

6　利用料金の金額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(2)　設備及び器具

区分			単位	金額（円）	
電光表示盤			一式　1 日当たり	2,240	
電光得点表示盤			一式　1 日当たり	2,340	
音響設備	第一競技場		一式　1 日当たり	3,460	
	第二競技場		一式　1 日当たり	1,020	
照明設備	第一競技場	全灯	1 時間	1,940	
		半灯		970	
	第一競技場舞台照明		1 時間	1,430	
	第二競技場	全灯	1 時間	1,020	
		半灯		510	
冷暖房設備	第一競技場		1 時間	9,680	
	第二競技場		1 時間	3,770	
壁面収納可動席			一式　1 日当たり	8,760	
			1 区画　1 日当たり	2,240	
舞台設備	前幕		一式　1 日当たり	2,950	
	ホリゾント幕		一式　1 日当たり	2,040	
	スクリーン		一式　1 日当たり	4,070	
	第一演台（花台含む）		1 台　1 日当たり	1,120	
	第二演台（花台含む）		1 台　1 日当たり	710	
	組立舞台		1 台　1 日当たり	4,180	
体育器具	移動式バスケットゴール		一式　1 日当たり	1,630	
	練習用バスケットゴール		一式　1 日当たり	410	
	バドミントン用具		一式　1 日当たり	200	
	バレーボール用具		一式　1 日当たり	610	
	卓球用具		一式　1 日当たり	200	
	ハンドボール用具		一式　1 日当たり	510	
	ゲートボールマット		1 面　1 日当たり	820	
	綱引マット		一式　1 日当たり	410	
	柔道用具		一式　1 日当たり	5,500	
	フットサル用具		一式　1 日当たり	310	
軽運動室			貸切り 1 回（1 回の使用は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までとする。）	4,580	
			10 人以上の団体使用 1 回 2 時間（2 時間未満は 2 時間とする。）	高校生以下	1,530
				その他	3,060
			個人使用 1 人 1 回 2 時間（2 時間未満は 2 時間とする。）	高校生以下	150
				その他	300
トレーニング室			1 人 1 回 2 時間（1 時間以上 2 時間未満は 2 時間とする。）	中学生及び高校生	150
				その他（小学生以下の者を除く。）	300
			1 人 1 回 1 時間（1 時間未満は 1 時間とする。）	中学生及び高校生	100
				その他（小学生以	200

		下の者を除く。）	
シャワー室		団体使用１室１時間当たり	1,020
		個人使用１人１回当たり（1回は10分以内とする。）	100
その他	バトン	１本　１日当たり	1,120
	フロアシート	１枚　１日当たり	60
	パイプ椅子	１脚　１日当たり	20
	長机	１脚　１日当たり	50
	移動式音響ワゴン	一式　１日当たり	510

（備考）　利用の時間が１時間未満であるときは、当該利用の時間は１時間とする。

3　利用料金の承認年月日

令和２年７月27日

4　利用料金の適用年月日

令和２年10月１日

三重県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和２年８月４日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

Ａコープ楠店

四日市市楠町北五味塚字塩役1465-1ほか９筆

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	高崎　淳

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	正村　栄邦

3　変更年月日

令和２年６月８日

4　変更理由

小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5　届出の日

令和２年７月20日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和２年８月４日から同年12月４日まで

開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年8月4日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

Ａコープうれしの店

松阪市嬉野中川新町四丁目156番地

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田1丁目51番1号	高崎　淳

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田1丁目51番1号	正村　栄邦

3　変更年月日

令和2年6月8日

4　変更理由

小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5　届出の日

令和2年7月20日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年8月4日から同年12月4日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年8月4日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＪＡ松阪黒部総合センター
松阪市東黒部町天神１番地

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	高崎　淳

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	正村　栄邦

3　変更年月日

令和２年６月８日

4　変更理由

小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5　届出の日

令和２年７月20日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和２年８月４日から同年12月４日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和２年８月４日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

エーコープ青山店
伊賀市阿保464番ほか

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	高崎　淳

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目51番１号	正村　栄邦

3　変更年月日

令和２年６月８日

4　変更理由

小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5　届出の日
　令和２年７月20日
6　届出等の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　令和２年８月４日から同年12月４日まで
　開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和２年８月４日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　急傾斜地崩壊危険区域の名称
　久野３地区急傾斜地崩壊危険区域
2　区域の所在地
　北牟婁郡紀北町長島
3　区域の土地の表示
　北牟婁郡紀北町長島字久野1650番５の一部、1650番６の一部、1650番７の一部、1650番８の一部、1650番10の一部、1652番１の一部、1653番の一部、1654番の一部及び1655番の一部の土地

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出及び第７条第１項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第７条の２第１項の規定に基づき公表します。

令和２年８月４日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

1　政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
中世古泉後援会	中世古　泉	中世古　泉	鳥羽市相差町37-16	令和２年６月４日	
服部吉人後援会	中村直幸	米倉武文	度会郡大紀町大内山7105-5	令和２年６月19日	

2　届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党津市支部	小林貴虎	会計責任者	尾崎正彦	西村直樹	令和２年６月１日	政党
自由民主党三重県石油販売業支部	小津邦義	代表者	小津邦義	前田敬太郎	令和２年６月11日	政党
		会計責任者	前川　肇	藤本　昇		
いりえあつこ後援	江　京子	代表者	江　京子	北川國宏	令和２年	

会				6 月 1 日
小林たかとら後援会	杉 田 真 一	会計責任者	尾 崎 正 彦　西 村 直 樹	令和 2 年 6 月 1 日
小林たかとら政経懇話会	小 林 貴 虎	会計責任者	尾 崎 正 彦　西 村 直 樹	令和 2 年 6 月 1 日
三重県石油政治連盟	小 津 邦 義	代表者	小 津 邦 義　前 田 敬太郎	令和 2 年 6 月 11 日
		会計責任者	前 川　肇　藤 本　昇	
三重県美容政治連盟	中 澤 弘 喜	代表者	中 澤 弘 喜　油 屋 藤 夫	令和元年 5 月 21 日
鳥羽志摩歯科医師連盟	山 本　修	会計責任者	中 井　久　谷 口 八 起	令和元年 7 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
中世古泉後援会	中世古　泉	令和 2 年 6 月 4 日	
西井まりこ後援会	西　井　真理子	令和 2 年 6 月 20 日	

三重県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第 1 条　この規程は、法第 5 条の規定により県委員会が管理する選挙の執行その他県委員会の権限に属する事務について、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条　この規程は、法第 5 条<u>及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 88 条</u>の規定により県委員会が管理する選挙の執行その他県委員会の権限に属する事務について、必要な事項を定めるものとする。
（指定投票区の指定等の通知） 第 7 条の 2　市町委員会は、<u>令第 26 条第 3 項</u>の規定により指定投票区の指定及び指定関係投票区の決定の通知を県委員会に対して行うときは、第 3 号様式の 2 によりこれを行うものとする。指定投票区の指定の取消し又は指定関係投票区の変更を行ったときも同様とする。	（指定投票区の指定等の通知） 第 7 条の 2　市町委員会は、<u>令第 26 条第 2 項</u>の規定により指定投票区の指定及び指定関係投票区の決定の通知を県委員会に対して行うときは、第 3 号様式の 2 によりこれを行うものとする。指定投票区の指定の取消し又は指定関係投票区の変更を行ったときも同様とする。
（投票所の開閉時刻変更届出） 第 8 条　市町委員会は、法第 40 条第 2 項の規定により、県委員会に投票所の開閉時刻の変更をした旨を届け出るときは、第 4 号様式の 2 によりこれを行うものとする。	（投票所の開閉時刻変更届出） 第 8 条　市町委員会は、法第 40 条第 2 項<u>又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 6 条第 3 項</u>の規定により、県委員会に投票所の開閉時刻の変更をした旨を届け出るときは、第 4 号様式の 2 によりこれを行うものとする。

（投票用紙等に押すべき印）

第 10 条　衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印とし、刷込式とする。

2　（略）

（投票所内等の氏名等の掲示の方法）

第 81 条　法第 175 条第 1 項の規定による投票所内又は同条第 2 項の規定による期日前投票所若しくは市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める掲示とする。

(1)・(2)　（略）

(3)　参議院比例代表選出議員の選挙　投票所内の投票の記載をする場所及び投票所内のその他の適当な箇所、期日前投票所内の適当な箇所並びに市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に第 52 号様式による掲示

(4)　（略）

2～4　（略）

（投票所内等の氏名等の掲示の抹消等）

第 82 条　法第 175 条第 3 項の規定により投票所内の氏名等の掲示の掲載の順序が決定した後、又は同条第 6 項の規定により期日前投票所若しくは市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の氏名等の掲示の掲載の順序が決定した後、次の各号に該当した場合は、当該候補者又は名簿届出政党等に関する部分は掲載しないものとする。この場合において、掲載の順序は、次順位以下の候補者又は名簿届出政党等に関する部分を順次繰り上げて行うものとする。

(1)・(2)　（略）

2～4　（略）

（投票所内の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示）

第 85 条　法第 175 条第 3 項の規定による投票所内並びに同条第 6 項の規定による期日前投票所内及び市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙にあっては県委員会において、その他の選挙にあっては市町委員会において、あらかじめ告示しなければならない。

別表第 1　選挙長等の印（第 36 条関係）

種類	規格		字体	材質	備考
	寸法ミリメー	刻字			

（投票用紙等に押すべき印）

第 10 条　衆議院議員、参議院議員、県議会議員、知事及び海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印とし、刷込式とする。

2　（略）

（投票所内等の氏名等の掲示の方法）

第 81 条　法第 175 条第 1 項の規定による投票所内又は同条第 2 項の規定による期日前投票所若しくは市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める掲示とする。

(1)・(2)　（略）

(3)　参議院比例代表選出議員の選挙　投票所内の投票を記載する場所及び投票所内のその他の適当な箇所、期日前投票所内の適当な箇所並びに市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に第 52 号様式による掲示

(4)　（略）

2～4　（略）

（投票所内等の氏名等の掲示の抹消等）

第 82 条　法第 175 条第 3 項の規定により投票所内の氏名等の掲示の掲載の順序が決定した後、又は同条第 5 項の規定により期日前投票所若しくは市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の氏名等の掲示の掲載の順序が決定した後、次の各号に該当した場合は、当該候補者又は名簿届出政党等に関する部分は掲載しないものとする。この場合において、掲載の順序は、次順位以下の候補者又は名簿届出政党等に関する部分を順次繰り上げて行うものとする。

(1)・(2)　（略）

2～4　（略）

（投票所内の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示）

第 85 条　法第 175 条第 3 項の規定による投票所内並びに同条第 5 項の規定による期日前投票所内及び市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙にあっては県委員会において、その他の選挙にあっては市町委員会において、あらかじめ告示しなければならない。

別表第 1　選挙長等の印（第 36 条関係）

種類	規格		字体	材質	備考
	寸法ミリメー	刻字			

	トル				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
知事選挙	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	トル				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
知事選挙	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三重海区漁業調整委員会委員選挙	方27	三重海区漁業調整委員会委員選挙之印	てん書	木	

第2号様式の2を次のように改める。

第２号様式の２（在外選挙人名簿登録者数報告の様式）（第６条の２関係）

在　外　選　挙　人　名　簿　登　録　者　数　報　告

市町

年　　月　　日現在

区分 男女計	前回報告時点における名簿登録者数(A)	前回報告時点以降の登録者数(B)	前回報告時点以降の抹消者数(C)	今回登録者数 (A)+(B)−(C)=(D)
男				
女				
計				

指定在外投票区数	

（付表）

指定在外投票区名	（D）欄の数の内訳		
	男	女	計

備考　指定在外投票区数が１の市町は（付表）の記入は不要です。

第９号様式その１を次のように改める。

第９号様式その１（投票結果報告の様式）（第 16 条関係）

選　　挙　　投　　票　　数　　調

市町名（投票区名）

区分 ＼ 男女計	選挙人名簿登録者数	選挙当日有権者数 A	投票者数				棄権者数（A－B）	投票率 B/A×100
			当日投票	期日前投票	不在者投票	計 B		
男								
女								
計								

備考　投票率は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位まで求めること。

第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式（投票用紙等使用明細書の様式）（第 17 条関係）

投　票　用　紙　等　使　用　明　細　書

市町

区　　分	受入数 A	使用数					汚損数 C	残余数 A－（B＋C）
		投票当日の交付	法第48条の2該当のための交付	法第49条該当のための交付	法第49条の2の国内投票該当のための交付	計 B		

第37号様式の2を次のように改める。

第37号様式の2（候補者届出政党用物件交付申請書の様式）（第51条の2関係）

候補者届出政党用物件交付申請書

年　　月　　日

三重県選挙管理委員会委員長　あて

政党その他の政治団体の名称
本　部　の　所　在　地
（電話番号）
代　　表　　者　　㊞

年　　月　　日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、本　　が三重県内の選挙区に届け出た候補者は、次のとおりであります。

本　　が受け取ることのできる物件を交付願いたく、ここに申請します。

記

1　届出候補者数　　人

（　　年　　月　　日現在）

2　届出候補者氏名等

番　号	候　補　者　氏　名	選　挙　区	立候補届出年月日
1		三重県第　　区	年　　月　　日
2		三重県第　　区	年　　月　　日
3		三重県第　　区	年　　月　　日
4		三重県第　　区	年　　月　　日

第50号様式その1から第50号様式その4までを次のように改める。

第50号様式その1（選挙公報の様式）（第75条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙の場合

年　　月　　日執行 三　重　県 第　　区　衆議院小選挙区選出議員選挙公報 （第　頁） 三重県選挙管理委員会

備考

1　規格は、ブランケット判とする。

2　掲載の順序は、上段から下段へとする。

第50号様式その2（選挙公報の様式）（第75条関係）

参議院選挙区選出議員及び知事選挙の場合

年　　月　　日執行 参議院選挙区選出議員 三　重　県　知　事　選挙公報 （第　頁） 三重県選挙管理委員会

備考　規格は、タブロイド判とする。

第50号様式その3（選挙公報の様式）（第75条関係）

衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙の場合

年　　月　　日執行 衆議院比例代表選出議員 参議院比例代表選出議員　選挙公報 （第　頁） 三重県選挙管理委員会

備考　規格は、ブランケット判とする。

第50号様式その4（選挙公報の様式）（第75条関係）

県議会議員の選挙の場合

年　　月　　日執行 三重県議会議員選挙公報（第　頁） 何　　選挙区 三重県選挙管理委員会

備考

1　規格は、タブロイド判とする。

2　掲載の順序は、上段から下段へとする。

第52号様式その1及び第52号様式その2を次のように改める。

第52号様式その1（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内等の氏名等の掲示の様式）（第81条関係）

(1)　投票所内の投票の記載をする場所、期日前投票所又は市町委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示

		名簿届出政党等の名称（ふりがな）	年　月　日執行 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示 市町選挙管理委員会
		略称（ふりがな）	

(2)　投票所内のその他適当な場所の掲示

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		（ふりがな）略称	（ふりがな）衆議院名簿届出政党等の名称	年　月　日執行　衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示 市町選挙管理委員会
	順位			
	氏名（ふりがな）			
	順位			
	氏名（ふりがな）			
	順位			

備考　名簿届出政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名については縦書きとしてふりがなを付し、当選人となるべき順位については横書きとする。

第52号様式その2（参議院比例代表選出議員選挙における投票所内等の氏名等の掲示の様式）（第81条関係）

年　月　日執行　参議院比例代表選出議員選挙

参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

（ふりがな） 参議院名簿登載者の氏名			（ふりがな） 略称	（ふりがな） 参議院名簿届出政党等の名称
（順位）（氏名）	優先的に当選人となるべき候補者			
（順位）（氏名）	優先的に当選人となるべき候補者			

市町選挙管理委員会

備考　名簿届出政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名は縦書きとしてふりがなを付し、優先的に当選人となるべき候補者の順位は横書きとする。

第60号様式の2を次のように改める。

第60号様式の2（報告書の閲覧請求書の様式）（第92条関係）

選挙運動に関する収支報告書閲覧請求書

年　　月　　日

三重県選挙管理委員会委員長　あて

閲覧者　住　　所

氏　　名

電話番号

公職選挙法第192条第4項の規定により、同法第189条の規定による報告書を閲覧したいので、下記のとおり請求します。

記

閲覧の範囲	選　挙　名	
	候　補　者	
閲　覧　の　理　由		

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 2 年 8 月 4 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

事　　業　　名	地　区　名	工 事 完 了 年 月 日
県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）	稲生地区	令和 2 年 3 月 31 日

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和 2 年 8 月 4 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成	
賀農第262号	山下種苗農園 山下 謙一郎 伊賀市山畑 1432－2	○	○	○	○	山下種苗農園 伊賀市山畑 1432－2

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和 2 年 8 月 4 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

桑名都市計画区域区分（額田地区）

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　都市計画の案の縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課及び桑名市都市整備部都市整備課

4　縦覧期間

令和 2 年 8 月 4 日から同月 18 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 8 月 4 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 7 月 14 日	伊勢市中村町桶子 325-5 ほか 18 筆	伊勢市小木町 565-1 株式会社大地開発 代表取締役　大　南　甾伊子

令和２年 ７月 14 日	伊賀市荒木字野々宮 1173 ほか 12 筆ほか	伊賀市荒木 1184-1 株式会社金澤物流サービス 代表取締役　金　澤　　準
令和２年 ７月 16 日	多気郡明和町大字上村字城堀 1309-13 ほか１筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役　東　谷　泰　介
令和２年 ７月 20 日	三重郡菰野町大字諏訪字一色 1935-1	四日市市川島町 1040-4 クレールメゾン 102 山　本　恵　三 山　本　真　里
令和２年 ７月 21 日	伊勢市勢田町字津摩利石 469-83 ほか５筆	伊勢市小木町 565-1 株式会社大地開発 代表取締役　大　南　耑伊子
令和２年 ７月 27 日	員弁郡東員町大字中上字前川原 1688-1	員弁郡東員町城山３丁目 21-7 廣　田　充　成

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和２年８月４日

三重県教育委員会教育長　　木　　平　　芳　　定

1　物品等の名称及び数量　　電子黒板機能付きプロジェクター及びスイッチボックス各 1,523 台
2　担　当　部　局　　三重県津市広明町 13 番地
　　三重県教育委員会事務局高校教育課
3　落札者決定日　　令和２年６月 30 日
4　落　札　者　　三重県津市あのつ台４丁目６番地３
　　三重リコピー株式会社　代表取締役　松田　幸久
5　落　札　金　額　　入札価格 350,000,000 円
　　契約金額 385,000,000 円（うち消費税及び地方消費税 35,000,000 円）
6　決　定　手　続　　一般競争入札
7　入札公告日　　令和２年３月 24 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和２年８月４日

三重県教育委員会教育長　　木　　平　　芳　　定

1　特定役務の名称　　三重県立学校ＬＡＮ構築業務委託
2　担　当　部　局　　三重県津市広明町 13 番地
　　三重県教育委員会事務局高校教育課
3　落札者決定日　　令和２年６月 30 日
4　落　札　者　　三重県津市桜橋２丁目 149
　　西日本電信電話株式会社三重支店　支店長　杉本　渉
5　落　札　金　額　　入札価格 696,700,000 円
　　契約金額 766,370,000 円（うち消費税及び地方消費税 69,670,000 円）
6　決　定　手　続　　一般競争入札
7　入札公告日　　令和２年３月 24 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和２年８月４日

三重県教育委員会教育長　　木　　平　　芳　　定

1	物品等の名称及び数量	学習用情報端末 5,240 台
2	担　当　部　局	三重県津市広明町 13 番地 三重県教育委員会事務局高校教育課
3	落札者決定日	令和 2 年 6 月 30 日
4	落　札　者	三重県四日市市浜田町 5 丁目 27 番地第 3 加藤ビル 5F 株式会社フューチャーイン四日市営業所　所長　斉藤　晋
5	落　札　金　額	入札価格 176,995,000 円 契約金額 194,694,500 円（うち消費税及び地方消費税 17,699,500 円）
6	決　定　手　続	一般競争入札
7	入札公告日	令和 2 年 3 月 24 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/